

権利規程・販売規程・情報規程に関する同意書

北海道平取町（以下、「町」）が実施する「令和3年度二風谷アイヌクラフトプロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という）の商品開発への応募に関して、本書面を必ずご一読いただき、同意のうえ、署名・捺印し提出してください。書類に不備がある場合は、応募は無効となりますのでご注意ください。

本プロジェクトは、平取町二風谷に脈々と受け継がれてきたアイヌの伝統文化をもとに、地元の工芸家と公募するクリエイター（デザイナーやメーカー）とのコラボレーションによって、現代のデザインやライフスタイルに合わせたものづくりを行い、アイヌ工芸の新たな市場開拓を目的に実施するものです。

1. 定義

本書における文言の定義は以下のとおりです。

1-1 知的財産権について

「知的財産権」とは、すべての著作権（著作権法第27条および同法第28条含む）、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）およびこれらを受ける権利をいいます。

1-2 参加者について

町外からの一般応募者を「クリエイター」といいます。

北海道平取町二風谷におけるアイヌ工芸の作家を「工芸家」といいます。

1-3 開発チームについて

マッチングによりクリエイターと工芸家により構成されるチームを「開発チーム」といいます。開発チームの構成員を「開発チームメンバー」といいます。

1-4 協議会について

本プロジェクトにかかる主要な協議・検討を行う有識者らで構成される組織を「平取アイヌ工芸ブランド化推進協議会」（以下、「協議会」という）といいます。

1-5 ワーキンググループについて

協議会メンバーより編成され、本プロジェクト推進のために設けられた作業部会を「ワーキンググループ」（以下、「WG」という）といいます。WGは開発チームに対してアドバイスをを行います。

1-6 選考について

一般応募のクリエイターに対し、書類のみで行う選考を一次選考といいます。

一次選考を通過した者のうち、工芸家とのマッチングが成立することを二次選考といいます。

1-7 開発チームについて

二次選考にて成立したクリエイターおよび工芸家を「開発チーム」といいます。

1-8 商品企画案ならびに実施計画について

クリエイターが募集時に提出する商品企画を「商品企画案」といいます。

「商品企画案」を基に、開発チームで作成する商品企画を「実施計画」といいます。

また、「実施計画」はWGとの意見交換を経て、その内容を出来る限り反映させたものをいいます。

1-9 試作品について

「開発チーム」は「実施計画」に基づいて「試作品」の製作を行います。

「試作品」はWGの助言などに応じた改善を含んだものをいいます。

1-10 テスト販売について

「試作品」が本事業にて設置されるポップアップショップやギャラリーにて展示および販売されることを「テスト販売」といいます。

1-11 販売商品について

「テスト販売」を経て協議会にて評価を受けた「試作品」のうち、販売へ移行するものを「販売商品」といいます。

2. 権利規程

2-1 「開発チームメンバー」は、「実施計画」に関する知的財産権が、その提出をもって町に移転することに同意します。また、「開発チームメンバー」は、当該「実施計画」に関する知的財産権が、未公表かつ第三者の知的財産権およびその他の権利を侵害するものではないことを保証します。

2-2 「実施計画」に基づいて製造される「試作品」および「販売商品」に関するすべての知的財産権は、その発生と同時に町に移転するものとします。

- 2-3 「販売商品」の製造、販売等に関する権利は、町に属するものとします。
- 2-4 「販売商品」の製造、販売等につき、「開発チーム」は町または（一社）びらとりウレシパから委託を受け行うものとします。
- 2-5 「販売商品」の製造、販売に伴う「知的財産権」の利用に関し、「開発チーム」は町より許諾を受け行うものとします。
- 2-6 「開発チーム」成立後、町は「開発チームメンバー」に、当該「実施計画」に関するデザインおよび知的財産権の移転の対価として「開発チーム」の属性に応じた金額を支払います。
- 2-7 「開発チーム」は、町や協議会やWGによる「試作品」あるいは「販売商品」の修正および改善の求めに関し、異議を申し立てないことに同意するものとします。
- 2-8 開発チームメンバーは、「実施計画」、「試作品」、「販売商品」に関する著作権人格権を行使しないことに同意するものとします。
- 2-9 開発チームメンバーの氏名表示は、「クリエイター名×工芸家氏名」とします。

3. 販売規程

販売商品の販売に関する細目に関しては、別途町が定める「販売商品の販売に関する同意書」において決定するものとし、「開発チームメンバー」はその内容を遵守するものとします。

4. 情報規程

- 4-1 開発チームメンバーは、本プロジェクトにかかるすべての情報等を厳重に保持し、第三者に開示および漏洩しないものとします。本同意書におけるすべての情報等とは、本プロジェクトにおける有形無形のすべての情報（知識、アイデア、構想等）および仕様書、図面等の文書および試作品、完成品等の物品、記録媒体を意味します。
- 4-2 マッチング及び選考通過後、開発チームメンバーは速やかに町と機密保持契約を締結していただきます。この契約締結未了の間は、企画選考会通過後の手続きを進めることはできません。
- 4-3 開発チームメンバーは、所属、氏名、年齢、経歴について、本プロジェクトの広報のため、関係する印刷物およびウェブサイトに掲載ならびにマスコミ等で公表することに予め同意いたします。
- 4-4 本プロジェクトに関する個人情報、応募受付や町からの問い合わせ、審査の結果通知、その他、本プロジェクトの業務で必要と思われる事項、および次回以降の案内をするために利用させていただきま。上記のほかには、法令の規程に基づく場合を除き、本人の承諾なしに、本プロジェクト以外の目的で個人情報を利用または第三者に提供することはいたしません。
- 4-5 その他個人情報の取り扱いにつきましては、「個人情報取扱いの方針について」をご参照ください。

権利規程・販売規程・情報規程に関して、本同意書のすべての事項に同意し本プロジェクトに参加します。

（個人の場合） 住所 _____

氏名 _____ 印

（法人の場合） 会社名 _____

住所 _____

役職・代表者名 _____ 印

※名義人は、今回の参加が個人の場合は「個人」を選択し、法人の業務として参加する場合は法人が権利者になりますので「法人」（ただし、法人と従業員間で著作物の帰属契約がある場合はその内容を優先します）を選択してください。

※名義人が「個人」の場合は、氏名および個人印を、「法人」の場合は、法人名、代表者名（役職名含む）および代表者印、署名・捺印してください。